

平成27年 第10回香芝市教育委員会会議(9月定例)会議録

日時 平成27年9月29日(火)  
午後1時30分より  
場所 香芝市役所5階 委員会室

〔出席者〕

教育長 廣瀬 裕司  
委員(教育長職務代理者) 日高 初美  
委員 中木 秀一

〔欠席者〕

委員 田中 貴治

〔事務局〕

|              |                |
|--------------|----------------|
| 教育部長 吉村 宗章   | 教育部次長 藤井 彦史    |
| 総務課長 吉田 十朗   | 学校教育課長 福森 るり   |
| 生涯学習課長 西村 政博 | 生徒指導支援室長 新 昌弘  |
| 中央公民館長 濱井 剛  | 青少年センター所長 吉川 進 |
| 市民図書館長 石井 成子 |                |

〔書記〕

総務課主幹 中川 智英 総務課主査 吉川 直美

日程1 定足数の確認

日程2 開会の宣言

教育長 公私とも大変お忙しいなかご参集いただきまして、皆様ありがとうございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第10回教育委員会会議(9月定例)を開会いたします。

日程3 署名委員の指名について

教育長 署名委員は、日高委員と中木委員にお願いいたします。

教育長 前回会議録につきましては、委員の皆様方にその写しを配布いたしております。また、すでに署名委員のご署名をいただいておりますので、前回会議録の朗読につきましては、会議の円滑な進行を図るため省略したいと思いますが、ご異議ございませんか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないということで、前回会議録の朗読を省略いたします。

#### 日程4 教育長の諸報告

教育長 では、日程に基づきまして、教育長職務代理者から動静報告をお願いいたします。

日高委員(教育長職務代理者)

それでは、前回第9回教育委員会会議以降の教育長職務代理者としての動静についてご報告申し上げます。

8月25日は教育講演会がございまして、お話させていただきました。多大なご参加をいただきまして、盛大に行っていただきました。以上でございます。

教育長 ありがとうございます。続いて、教育長から委任いたしました事務についてご報告いただきます。

教育部長 それでは、9月4日までの間、私が委任を受けて出席いたしました会議等についてご報告させていただきます。

8月28日は就学指導委員会がございました。夏場までの就学指導をいただいたところについての会議でございました。今年につきましては100名を超える就学指導を行っていただいております、昨年より多分に人数が増えている状況でございます。

31日は総合プールが閉園いたしております。今年度は入場者数が少なかったのですが、無事に閉園を迎えております。

9月1日は9月月例会がございました。こちらにつきましては市長との月例会でございます。

また同日、教育委員会事務局会議もございました。ここでは、先ほどの

9月月例会と同様、8月に発生いたしました公費の盗難事故等について現況報告、内容等について確認を取りました。いろいろとご心配をおかけしましたことお詫び申し上げます。

2日は尼寺廃寺ガイダンス施設の起工式がございました。中木委員にもご出席をいただきまして、無事に竣工を迎えることができるよう臨んでいただきまして、今順調に工事のほうが進んでおります。

4日は市立小中学校の校長会がございました。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。続きまして、9月7日以降の私の動静についてご報告申し上げます。

教育長

9月7日は、平成27年第6回香芝市議会本会議の初日がございました。こちらにつきましては現在まだ開会中でございますが、後ほど一部ご報告させていただきます。

同日午後、市内中学校の生徒で全国大会に出場し、優秀な成績を収められた生徒の結果報告会がございました。香芝北中学校から水泳のバタフライ女子200mで第3位に入賞した生徒、また、体操の個人総合の部で第8位に入賞した生徒がおり、また、チームとして女子ソフトボール部が全国第3位になっております。

8日は香芝北中学校に訪問させていただきました。

9日水曜日は総務企画委員会がございました。

10日木曜日は福祉教育委員会がございました。

11日は市立幼稚園の園長会がございました。2学期が始まり、運動会も控えるなか、子どもの安全に十二分に配慮し、また、この実りの秋に充実した保育、教育が行えますようにといった話をさせていただきました。

13日の日曜日は第43回日本青年会議所奈良ブロック葛城大会がございました。非常に多くの方が出席されておりましたが、若い企業経営者の意気込みを感じました。

14日と15日は決算特別委員会がございました。

16日は二上小学校に訪問させていただきました。通学路が若干変更されていますので視察をし、同時に学校とさまざまな話をさせていただきました。

17日木曜日は、奈良県教育委員会の教育長をはじめ、各部署に来年度の学校給食に向けての取組みについて、人員配置についてお願いをいたしました。

18日の金曜日は民間幼保連盟と懇談会をさせていただき、就園奨励費をかなり増額させていただいたお礼とともに、より一層国の基準に近づけて

欲しいという要望も聞かせていただきました。

また同日、以前にもお話をさせていただきましたダブルダッチが、昨年に引き続き世界大会で優勝しておりますので、その報告会を行いました。

19日の土曜日はせいか保育園の運動会を、少しの時間でございましたが見させていただきました。

24日と25日は市議会の一般質問がございました。

本日29日は、午前中に香芝市青少年健全育成市民集会の少年の主張の作文審査会がございました。なお、11月14日に市民集会があり、その場で発表をいただきます。

そして本日第10回教育委員会会議となっております。何かご意見ご質問等ございましたらお願いいたします。

教育長                   では、質問がないようですので、次の案件に進みたいと思います。

#### 日程5(1)香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について

教育長                   案件(1)議第35号「香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生涯学習課長       それでは、ただいま提案になりました、議第35号「香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員の委嘱について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成27年度で体育施設及び有料公園施設の指定管理の協定期間が終了することに伴い、新たに平成28年度から第3期目の指定管理者の選定を行うにあたりまして、香芝市教育委員会指定管理者選定委員会を設置するため、香芝市教育委員会指定管理者選定委員会委員を別紙案の方々に委嘱するものでございます。

委員の選任に関しましては、香芝市附属機関設置条例の専任基準によりまして、識見を有する者、教育長、教育委員会事務局の職員、その他教育委員会が必要と認める者と規定されておりますことから、識見を有する者といたしまして公認会計士、社会教育委員会議議長、民間経営者の代表、市民の代表といたしまして元公民館運営審議会委員の方を委員として4名を専任しております。また、内部からは教育長、企画部長、総務部長、都市創造部長、事務局から教育部長の5名を専任したものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案を可決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

教育長            ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員           対象となる施設は何ですか。

生涯学習課長      対象となる施設は、香芝市体育施設条例に規定されております香芝市総合体育館、北部地域体育館、香芝健民運動場、健民テニスコート、市民いこいの広場、高山台グラウンドと、香芝市都市公園条例に規定されております総合プール、高塚グラウンド、高塚テニスコート、観正山グラウンドとなっております。

中木委員           わかりました。今現在それぞれが指定管理されておりますが、いわゆる体育施設と総合プールとで別の方々にお願いしていますよね。今回も公募されるのではないかと思うのですが、また2つのくくりで公募していくのでしょうか。

生涯学習課長      今委員がおっしゃるように、体育施設と総合プールで管理を分けるということもあるでしょうし、また、体育施設条例の施設と都市公園条例の施設で分けるといったことも考えられます。これは選定委員会に諮らせていただいて、どの条件が良いのかということをご意見いただいたうえで判断させていただきたいと考えております。

中木委員           理解できました。そのなかで今現在行っている管理という枠と、それから来年度以降やっていただくという時に、それぞれの管理についての要求水準がありますよね。この要求水準は事務局側で基本論を示して、選定委員会でそれを元に審議していただくということになるんじゃないかと思っておりますが、その要求水準が今までやってきたものと、それから今年までの実際の管理を見て次回以降は要求水準をこのように変えるんだといった工夫を考えているところがあればお示しいただきたいと思います。

生涯学習課長      要求水準についてですが、今現在第2期の内容を精査いたしており、それに加えまして市民が利用しやすい状態、環境をつくることが重要だと考えますので、そのあたりも加味いたしまして提案してまいりたいと考えて

おります。

中木委員　　よく分かりました。やはり市民の施設ですから、今の考えを基に進めて  
いっていただきたいと思います。それから今度の指定管理の期間は何年にな  
るのでしょうか。

生涯学習課長　指定管理の期間ですが、今まで3年、総合プールについては1年間の休  
園期間がありましたので2年ということになりました。今後も3年を基準  
として考えているのですが、他市の状況を見ますと5年というところもご  
ざいます。そのあたりも審査委員会に諮らせていただいて、検討すること  
が大事かなと考えております。

中木委員　　それで結構かと思えます。今名簿を見させていただいて、市民の代表と  
いう表現があるんですけれども、どういった代表なのでしょう。

生涯学習課長　市民の代表につきましては8月20日から一般公募というかたちでホー  
ムページで募集させていただきました。しかし、募集がまったくございま  
せんでした。市としては市民の生の声を聞く必要がありますので、先ほど  
も申しましたがこの選任させていただく方は公民館運営審議会委員とし  
て10年間務めておりまして、市民代表というかたちで選ばせていただき  
ました。

教育長　　それでは他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長　　よろしいですね。そうしましたら、本案につきましてご異議ございま  
せんでしょうか。

各委員　　（「異議なし」の声あり）

教育長　　異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程5(2)香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則について

教育長 案件(2)議第36号「香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」を、事務局より説明をお願いいたします。

市民図書館長 それでは、ただいま提案になりました、議第36号「香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、10月から開始いたしますカウンター業務等の一部業務委託を控え、運営上の課題を改善するとともに、より一層図書館サービスの向上に資するため整備を行うものでございます。

参考資料の香芝市民図書館条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表をご覧ください。まず第4条第4項ですが、決定権者が館長となっておりますものを委員会に改めております。第3条や4条の条文中には教育委員会となっておりますこと、また他の生涯学習施設が決定権者を委員会としていることから、委員会に統一を図るものでございます。以下、第7条、第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条についても同様に改めるものでございます。次に第9条の団体の登録についてでございます。現行では第3号様式の団体貸出登録申込書において、申し込みとともに当該団体の確認を行うかたちになっておりますが、個人の登録と同様に申し込みと確認は別にするようにし、様式の変更と併せて改正するものでございます。続きまして第10条でございます。こちらは図書館利用者カードの不正利用時の責任の所在を明確にするため、第2項として新設するものでございます。次に第12条の登録者等への貸出しについてでございます。まず団体貸出時の上限貸出し数でございます。現行上限300冊としておりますが、学校や保育所等の団体については団体の構成人数に大きな差異があることから、人数の多い団体につきましては現状の第12条第5項の規定に基づき、制限冊数を超えて貸出しを実施している現状がございます。また、人数の少ない団体にありましても、各クラス単位で貸出し要望があった場合には、1団体あたりの貸出し冊数は上限を超える場合もございます。こうしたことから、実態に則したものに改めること。また、現在行っております巡回文庫の実施に伴いまして、団体貸出冊数が増えていることを鑑み、より一層の読書推進に向け、上限冊数を400冊とするものでございます。次に第13条の返納期間を過ぎた者等に対する処置に関する規定です。現行でその他必要な措置と定めております部分について、その具体的内容を示すものでございます。最後に第15条の寄贈及び寄託についてでございます。現行では寄贈のみを対象としておりますが、現在寄託資料についても一部所蔵がございますことから、今後も見据えたなかで寄託についても明文化したものでございます。併せまして第3項として寄贈又は寄託に要

する費用負担の規定を新設し、第4項として寄託資料の損傷又は滅失した時の責任についての規定を設けるものでございます。また、様式ですが、第1号様式につきましては図書館利用者カードの有効期間の満了が平成28年度末に大量に発生いたしますことから、その更新手続きを見据えましての様式の改正と、携帯電話やメールアドレスの記入欄を新たに設けるための改正。また第8条第2項の改正により、提出先を館長から委員会に改めるものでございます。以上でございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長                    ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員                いくつかありますが、順に確認していきたいと思います。まず1つ目ですが、基本的に判断する立場が館長から委員会になるという、これが一番大きな改正ポイントだと思うのですが、責任と権限を地方から中央に持ってくる、こういう風に私には見えます。日本の国全体から見ても地方分権を推進しようという大きな流れがあるなかで、他の施設との絡みがあるというご説明をいただいたのですが、今の日本の動きとは違う方向なのではないかなと感じます。背景に何か不都合があったのかお尋ねしたいと思います。さらに、第7条の退館を命じるなどといったその場にはないと判断ができないような事項について委員会の判断で行うということは、地方に行けば責任と権限を果たす人がちゃんとして、できるだけスピーディーに判断して対処できるという方向だと私は思っているんですが、こういった目の前で判断しなければならないといったことまで委員会に判断を委ねていいのかなと疑問に思います。

市民図書館長        今現行の規則では、教育委員会が判断する部分と館長が判断する部分が混在しているかたちになっております。そこで決定権者を委員会に統一させていただきたいということと、先ほども申し上げましたように他の生涯学習施設につきましてすべて教育委員会となっておりますことから、図書館だけが館長に権限があるのはいかがなものかと考え、他と合わせましたなかでの今回の規則改正でございます。

中木委員                他の施設の話は別に置いて、実際の実務において館長を市として選任し

て、今の規則を全うできる方を配置しているのが基本的な考え方じゃないかと思っておりました。そういった意味で、責任の所在がぼやけるような気がしてならないので、そのあたりをもう少ししっかりと意味をお聞かせいただきたいと思います。私はできるだけ現場で判断できる人を配置したうえで責任と権限は委譲していく方向のほうがいいんじゃないかと思っております。

教育長                   ここで暫時休憩といたします。

(午後2時2分 休憩)

(午後2時7分 再開)

教育長                   休憩を解いて再開したいと思います。

市民図書館長        休憩をいただきましてまことにありがとうございました。先ほども申し上げましたように他の生涯学習施設についてはそれぞれ教育委員会が請け負っておりますこと。そのなかで図書館のみが決定権が館長にあるということで、そのあたりの判断を図書館で行ってよいのかという問題と、実際の決定権限は教育委員会にあるものの、実務レベルでの管理監督責任については施設長が負うということで、実際の現場では教育委員会からの権限をまかされているということで実務を行うものだと解釈しております。

中木委員            そういったことであれば、館長の持つ責任と権限がこうであるという定めが別途あれば今の話は委員会に権限が返るということで分かりますが、それが現実はどうなっているのかを確認したいと思います。

市民図書館長        香芝市教育委員会事務局の職員の職の設置に関する規則で、館長は上司の命を受け館の掌握事務を処理し、所属職員を指揮監督するという定めがございますので、次長、部長、教育長の命を受け所管事務を管理監督いたします。

中木委員            分かりました。それから寄託ということが新しく出てきましたが、どのようなものがすでにあるのでしょうか。

市民図書館長 寄託資料につきましては所有者からあくまでもお借りしているということになりますが、現在図書館のほうで寄託資料として持っている資料としては香芝の民話たんだの椿を切絵にされた作品がございます。作品そのものについては市に寄贈していただいておりますが、それは額縁に入っておりますので、そのまま子どもたちに見せたりはいたしかねますので、その作品を個人でカラーコピーされて裏に言葉書きを添えて紙芝居にされたものがあるのですが、あくまで個人でカラーコピーをとられて紙芝居化されたものでございますので、それを図書館でお預かりしている、そういった紙芝居が今現在6点ございます。

日高委員 寄託資料には何か期限があつたりするのでしょうか。

市民図書館長 特に期限は設けてございません。

教育長 ありがとうございます。他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですね。そうしましたら、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

#### 日程5(3)香芝市民図書館資料弁償要綱の制定について

教育長 案件(3)議第37号「香芝市民図書館資料弁償要綱の制定について」を、事務局より説明をお願いいたします。

市民図書館長 それでは、ただいま提案になりました、議第37号「香芝市民図書館資料弁償要綱の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

本案は、従来利用者が図書館資料を損傷又は紛失された場合、内規として定めておりました香芝市民図書館資料弁償規程により弁償していただいておりますが、その具体的内容及び手続き等について改めて明確化するために要綱の制定を行うものでございます。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長            ありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員           この要綱に代わるものがあったということですが、もう一度教えてください。

市民図書館長      従来は香芝市民図書館資料弁償規程というものを平成20年10月1日から運用してまいりました。内容についてですが、今回提出しております要綱との主な違いですが、従来ですと損傷や紛失された場合の届出は書面でもって届出を行うというのではなく、口頭での届出も可能でした。さらに届出があった場合には紛失の状況や損傷の程度を考慮して弁償の決定を行うということで、特にどういった損傷の場合に弁償していただくという具体的な基準は図書館の判断に委ねられていた部分があったのですが、そのあたりについて今回の要綱で規定させていただきました。また、ペナルティとして、委員会は弁償の請求を受けた者が委員会の定める期間内に弁償を行わない場合は、新たな貸出し、予約の受付の停止又は登録の取消し等を行うことができるということで今回要綱に定めております。いずれにせよ、より具体的に明確になるように定めさせていただいた次第でございます。

中木委員           規程は要綱の上位に位置するものなのでしょうか。

市民図書館長      規程はあくまで内規というかたちでしたので、要綱が上位にまいります。今回の要綱の制定によって、規程のほうは事務決裁で廃止させていただく予定をしております。

中木委員           分かりました。ペナルティまで規定することは結構だと思います。ただし、私の体験に照らし合わせて発言させていただきたいのですが、11ページの別表ですが、例えばすでに水濡れ等によりページ歪み又は波打ちが生じている場合や、コーヒーなどがこぼれている場合や、書き込みされている資料を借りている経験がございます。例えば私は旅行に行くときにレン

タカーを借りる場合、後から言われぬようにどこに傷があるかなどをできる限り調べてから借りるんです。考え方は結構なんですけれども、新品を貸し出すのであれば問題ないのですが、現場での対応ということになると揉め事が生じるのではないかと懸念があります。館長がうまくやってくさるとは思いますが、館長がいつもカウンターにいるわけではないでしょうし、そのあたりの運用をどのようにやっていくかをお聞かせいただきたいと思います。

市民図書館長 委員のおっしゃる通りですが、現状としては申し出て来られた場合について、この程度であればこちらで修理できますので結構ですとか、これは使えないので弁償をお願いしますというふうに、利用者の申し出によって判断している状況でございます。明らかに本に汚れや歪みがあることが分かっている場合につきましては、本の裏表紙にページ汚れ有、歪み有といった表示のシールを貼って貸出しさせていただいている図書もございません。

中木委員 この要綱を制定することによって市民の目にさらされるわけですが、これを見た市民の方々は図書館が厳しくなったという印象を受けるという気がしてなりません。そういう意味で弁償という文言をもう少しやわらかくして、市民に変な精神的負担がかからないように表現を加えるか、修正を加えるとか、そういったことができないでしょうか。この通りにいけば毎日毎日弁償が発生するのが明らかですよ。

市民図書館長 委員のご心配なさっている弁償の件数なのですが、昨年度と今年度の1年半ほどの期間では43件の弁償がございました。内35件につきましてはすでに弁償していただいております。新品の本と、すでに貸出しが100回を超えている本と、厳密に減価償却はできませんが、そういったところを加味しながら総合的に判断したなかで弁償をお願いしており、利用者の方にも納得していただいたうえで弁償いただいております。今こういった基準を決めさせていただいたのは今まで目安がございましたので、その目安を定め、それに加えて年数や貸出し回数などを総合的に判断させていただきます。併せて、弁償したのだから汚れた本はもらえないのかといったこともございましたので、これについては以前から規定しておりましたが、弁償された場合は汚損した資料を利用者に譲渡することもできるという

ことで、交換のようなかたちをとらせていただいている例もございます。

中木委員           この要綱はどのレベルまでオープンになっているのですか。

市民図書館長      冊子になっております例規集のほうには掲載されませんが、ホームページ上では閲覧が可能です。

中木委員           貸出しの時の状態ですが、これを市の立場で、先ほどシールを貼るといった話もございましたが、そういったことが励行されておれば、この内容そのものは特に問題はないと思いますが、運用のなかで市民が変なプレッシャーを受けることによって借りる人が減少傾向をたどるとか、そういうような方向になるのが一番よくないと思っているわけなんですね。そういう意味で市民がプレッシャーのかからないような運用をこれからさらに、こういったものを定めた以上心がけていただきたいと思います。

市民図書館長      弁償をきつく求めるものでもございませぬし、今回この要綱を出ささせていただきましたのは、弁償という場面になった場合に市民の皆様に金銭の負担を強いることになり、それについてはやはり要綱に定めているということをお知らせしたいという思いから出ささせていただきました。今までですと内部規定ということでしたので、根拠を求められても公表ができておりませんでしたので、そのあたりを透明にするために要綱とさせていただきますものであり、決して市民の皆様にきつく弁償を求めるためのものではございませぬ。

中木委員           この要綱の中身自体は先ほども言いましたが結構だと思いますし、オープンにすることも結構だと思いますが、市民に変な誤解を与えないような運用をくれぐれもお願いしたいと思います。

教育長             ありがとうございました。他にご意見ご質問等ございませぬでしょうか。

教育長             よろしいですね。そうしましたら、本案につきましてご異議ございませぬでしょうか。

各委員             （「異議なし」の声あり）

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

日程 5 (4) 平成27年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

教育長 案件(4)議第38号「平成27年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」を、事務局より説明をお願いいたします。

生徒指導支援室長

それでは、ただいま提案になりました、議第38号「平成27年度全国学力・学習状況調査結果の公表について」の提案理由の説明を申し上げます。

平成27年度全国学力・学習状況調査は、小学校第6学年及び中学校第3学年の全児童生徒を対象に、国語、算数・数学、理科の3教科及び生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査により、平成27年4月21日に行われました。

本市全体の調査結果につきましては、それぞれの調査項目ごとに全国学力・学習状況調査香芝市検討委員会を設け、結果の分析と課題を検討していただき、その報告を受け、教育委員会では調査の結果分析の概要として公表する方向で進めております。調査結果の公表については、実施要領では市町村教育委員会において、それぞれの判断で実施要領に定める配慮事項に基づき個々の学校名を明らかにした調査結果の公表を行うことは可能であるとあります。しかし、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、学校間の序列化や過度の競争につながるおそれがある等、その教育上の影響を踏まえ、個々の学校名を明らかにした公表は行わず、今年度は国語、算数・数学、理科についての本市の平均正答率を示し、全国及び県の平均正答率との比較を行い、分析結果と今後取り組むべき課題について、公表していきたいと考えております。

なお、調査結果については、各学校に提示するとともに、本市のホームページを通して市民の皆様にもお示しする予定です。

何卒慎重ご審議のうえ、原案可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

教育長 ありがとうございます。ただいまのご説明につきまして、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員 今の室長のご説明によると、議決すべき案として各教科の平均正答率を

公表するということでよろしいですか。

生徒指導支援室長

今委員のおっしゃるとおり、3教科の本市の平均正答率を示し、個々の学校名を明らかにした公表は行わないということです。

中木委員

ご提案の通りでよいと思います。香芝市教育委員会として目標設定のひとつになりえるんじゃないかと思います。それぞれ改善方法を提示して行っていくわけですが、改善方法をいかに各教育現場で実行していくことが教育委員会全体として今後取り組むべき課題だとして、目標設定をしっかりと行うために正答率を出すことについて賛成したいと思います。ただし、昨今電子情報の漏洩事件がたくさん発生しています。今後平均正答率をオープンにしていくというなかで、今公表しなくていいと言ったのは各学校の平均正答率ですよね。その下には個人のデータというものもあるんですよね。そういったオープンにしたいくないというデータが漏洩しないような情報セキュリティについても今まで以上にしっかりとやっていただいて、今提案があった方向に進めていただけたらと思います。

生徒指導支援室長

情報の漏洩というところでございますが、今回の全国・学力学習状況調査につきましては文部科学省が行っている調査でございますが、こちらのデータにつきましては各学校でパスワードが設定されておりますが、このパスワードについては事前に別便で送られており、そういったように文部科学省のほうでも十分に配慮されております。

日高委員

万が一情報の漏洩が起きた場合、どのように対応なさるのでしょうか。

生徒指導支援室長

先ほども申しましたように嚴重にパスワードがかけられておりますので、外に漏れることがないようにしております。

教育長

この件について私のほうからも述べさせていただきます。ご承知のように小学校の場合は国語と算数、中学校の場合は国語と数学ということで、今回は理科も増えておりますが、これはやはり学力の1つの面ではないか

などと思います。ところがどうも数値が表れると序列をつけ、上だ下だということが、興味半分ということもあるのですが、先に出てしまいます。本来この調査は調査結果を基に学校、教員が授業改善を行うことが一番大切なことをごさいますして、本市におきましては各教科で授業研究等をたくさん行っておりますが、この3つの教科だけではなく他の教科も含めて、より良い授業のために活用してもらえと考えております。私も原案について、皆さんと同じように考えております。

教育長 他にご意見ご質問等ございませんでしょうか。

教育長 よろしいですね。そうしましたら、本案につきましてご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 異議がないようですので、原案のとおり可決することといたします。

#### 日程5(5)香芝市教育委員会事務局職員の任用について

教育長 日程を進めたいと思いますが、次の日程(5)及び日程(6)については人事に関する案件のため非公開とさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

各委員 (「異議なし」の声あり)

教育長 それでは非公開といたします。傍聴人の方には大変申し訳ございませませんが、退出をお願いいたします。

(人事案件のため省略)

教育長 人事案件が終了しましたので、傍聴人の方にはお戻りいただきます。

## 日程5(7)その他報告

教育長 日程5(7)「その他報告」として各課より報告等をお願いいたします。

教育部長 私のほうから去る9月7日から開会されております9月議会につきましてご報告を申し上げます。議会につきましては今報告案件が2議案、議決案件が7件、認定案件が8件、同意案件が2件でございます。合計19件の議案があがっております。うち教育委員会に属する内容につきましては、以前教育委員会会議でもご確認いただいております一般会計の補正予算について議案があがっております。それから教育委員の同意案件についてあがっております。それについては初日で原案同意をいただいているところがございます。他の部分については明日9月30日が本会議の最終日となっておりますので、議事の確認等につきましてはその後の報告とさせていただきます。それから一般質問が先週24日と25日に行われておりました。両日にわたって9人の議員からご質問をいただいております。教育委員会関係では7人の議員から8項目いただきました。内容ですが、後をたたない児童、生徒のいじめ、自殺について。安心なまちづくりについて。教育の情報化、ICT化によるアクティブラーニングについて。子どもたちのソーシャルスキルトレーニングについて。子ども子育て支援について。学童保育所について。安全、安心なまちづくりについて。女性、若者を支援する施策について。以上につきましてご質問をいただきまして、答弁をさせていただきました。内容につきましては後日改めてご報告いたしたいと考えております。以上でございます。

教育部次長 それでは私のほうから広陵町・香芝市共同中学校給食センター建設についての報告をさせていただきます。以前に報告させていただいた内容と重複するところがあるかと思いますが、ご了承いただきたいと思います。まず、8月17日に開札予定ということで建設工事の入札を行いました。これについては不調に終わっております。厨房機器につきましては株式会社中西製作所が落札されております。建設工事については再度工期や設計金額の問題について8月25日の本市臨時議会で補正予算を議決いただきまして、その分を上乗せしまして9月17日に入札が行われました。その結果、村本建設株式会社奈良本店が落札されております。これについて、9月25日に広陵町の臨時議会で工事請負契約の上程を行われまして、議決されております。それをもちまして、本市といたしましても明日9月30日に本市議会に追加議案といたしまして建設工事と厨房機器の工事請負契約の上程をさせていただきます。本市につきましては広陵町との7割分の契約で

ございます。以上でございます。

教育長

ありがとうございました。先ほどの部長からの報告と併せて、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。なければ次の報告をお願いします。

生徒指導支援室長

生徒指導支援室より、県教委いじめアンケート調査結果についてご報告いたします。今回のいじめに関するアンケートにつきましては、県より示された質問項目で、6月下旬に市内すべての小、中学校において実施いたしました。まず小学校ですが、質問1の本年度4月以降にいじめられたことがあるか、の問いに「ある」と答えた児童は、426人で全体の7.9%、そのうち今もいじめられていると答えた児童は158人でありました。場面としては休み時間が半数近くですが、登下校中においても多く上がっております。内容では「冷やかされたり、からかわれたり、おどされたり、悪口や嫌なことを言われたりする」が半数以上を占めています。質問3の周りでのいじめについては306人から回答がありました。

中学校では、4月以降にいじめられたことがあると答えた生徒は63人で全体の2.5%で、昨年より減少しております。そのうち今もいじめられていると答えた生徒は32人でありました。場面としては、休み時間や昼休み、また部活動においてもあがっております。他学級を含めての同学年の生徒からのいじめ、いやがらせがほとんどであります。内容については小学校同様、「冷やかされたり、からかわれたり、おどされたり、悪口や嫌なことを言われたりする」が多くなっています。周りでのいじめについては115人から回答がありました。

次の「いじめの認知件数」は県教委によります回答様式にそったものでございます。各学校ではアンケート実施後に対象児童生徒から聴き取りを行い、そのすべての内容を把握していただいたうえで、市教委に回答をいただきました。その報告を踏まえ、7月下旬より8月上旬にかけて教育委員会では各学校とヒアリングを実施しております。小学校では質問1でいじめられたことがあると答えた事象のうち、学校がいじめと確認した件数は13件、質問3の周りのいじめについては3件あり、全体としては小学校で16件であります。その内3件が未解消として報告を受けております。未解消の内容は、解消したとは言い難く、今後も継続的な観察が必要と学校が判断したものでございます。

中学校では学校がいじめと確認した件数は全体で6件であり、うち5件が未解消としてあがっております。内容は、例えば被害生徒が欠席気味になっており、今後も注意深く見守っていく必要があるためでございます。な

お、生命に危険を感じる重大事態、また教育委員会が入って対応をする事案はありませんでした。ヒアリングで各学校には、学校に組織しているいじめ対策委員会でしっかり検討して、共通理解のうえ、いじめの確認、対応などを行ってほしい、また、各学校では今後もいじめ、またいじめの疑いある事象については被害児童生徒に寄り添った対応を引き続きお願いしたいと指示伝達いたしております。なお、このアンケート結果については、7月27日に開かれた第1回香芝市いじめ不登校等対応委員会において報告いたしており、その中で、委員からは未解消の事象についてはケアをくれぐれもお願いしたいとのご意見がございました。

続きまして、全国学力・学習状況調査の結果について概要をご報告いたします。先ほどもございましたが、こちらは文科省が小学校6年生と中学校3年生を対象として4月21日に全国で一斉に実施し、香芝市では小学6年生893人、中学3年生833人が参加いたしました。国語と算数・数学、それに今年度は3年ぶりに実施された理科を加え3教科で、国語と算数・数学については基礎的な知識を問う「問題A」とその知識を活用する力を問う「問題B」が実施されました。また、併せて生活習慣や規範意識などに関する調査も行われました。

香芝市の平均正答率は、小学校ではすべての科目において県平均、全国平均を上回っており、全国比較では2.6ポイントから3.2ポイント上回っております。中学校ではすべてで県平均は上回っているものの、全国平均との比較では上回ったのは、国語A、数学A・Bでありました。国語や算数・数学、理科の勉強は好きかの問いに対しては小、中学校で、中学校国語以外では全国平均を下回る結果となっております。読書、また文章を書くことについては、ここ数年好ましくない状態が続いておりますが、今年度も、昨年度よりは改善されているものの、全国比較で見ますとまだ低い結果となっております。

学習時間については、特に中学校ではしっかり取っており、学習塾に通っている子どもの割合も高いことが伺えます。学校に行くのは楽しいと思うかの問いに、「はい」「どちらかといえばはい」と肯定的に答えたのは小学校において約87%、中学校において82%で、全国平均をわずかながら下回っております。規範意識や自尊感情に関する項目では、小学校ではほとんどの項目において高い結果となっておりますが、中学校では全国比較ではいくつかは低い結果となりました。しかしながら将来の夢や目標については特に中学校で高い結果となっております。地域の行事への参加率については一昨年度は良くなかったのですが、昨年度は大きく増加いたしました。今年度は小、中ともに昨年度より低くなりました。最後に携帯、スマートフォンの所持率ですが、やはり年々増加していることが数字とし

て表れております。この調査結果の分析・考察につきましては、今年度も市の教育振興会の国語部会、算数数学部会、理科部会、そして生徒指導部会におきまして、ただ今検討をしていただいているところであります。教育委員会といたしましては、その報告を受け、できるだけ早い時期に分析結果を公表し、現状や課題について示したいと考えております。以上でございます。

教育長                    ありがとうございました。ただいまの報告につきまして、何かご意見ご質問等ございませんでしょうか。

中木委員                今ご説明いただきましたいじめアンケートについて、いじめの認知件数の集計票がありますが、私が一番心配するのは子どもたちがいじめがあると回答した件数と、学校がいじめと確認した件数に大きな差がある。ここに大きなギャップがないかと心配になります。そのあたりよく実情を捉えていただいて、ギャップがないように留意していただきたいと思います。

生徒指導支援室長

ありがとうございます。児童、生徒からのいじめられたことがあるという回答の内容は、馬鹿にされた、悪口を言われた、嫌なことをされた、といった多岐にわたるものを実数であげておりますので多くなっています。それを踏まえまして学校では工夫していただいて、担任が追跡調査を行い、学年会議それから学校全体のいじめ対策委員会で状況を確認し、いじめであるかどうかを判断しております。多くあるなかでいじめが埋もれることのない様に注意していただいて、複数の目で判断していただいております。

教育長                    私のほうから質問なのですが、いじめの件数が表に出てくれば、件数が多いと教員としての評価が下がることを懸念して少なめに報告するなどといったことが世間やマスコミ等から言われたりもするのですが、本市の場合はどうなのでしょうか。

生徒指導支援室長

件数に左右されないように教育委員会でも各学校とヒアリングを行い、数よりも内容や対応、あるいは今後についてというところで話しております。子どもたちが本当に楽しいと思える学校に向けて、このいじめアンケートやヒアリングを生かしてまいりたいと考えております。よろしくお願いたします。

教育長            ありがとうございます。もう1点お聞きしたいのですが、いじめはよく担任1人が抱え込むという例が報道されていますが、香芝の場合、実態はどうなっているのでしょうか。

生徒指導支援室長

先ほども申しましたが、1人の教師で抱えるとなかなか解決に繋がりません。校長会等を通じて伝えさせていただいているのは、学校全体でいじめ問題を考えていくというところで、学年、学校全体で見させていただいて、授業の一部だけではなく、休み時間、清掃時間などにも注意を向け、学校内で情報交換を行い、全体意識を持って取り組んでいただくようお願いしております。

教育長            ありがとうございます。学校の先生方は大変忙しいので、やはり我われ教育委員会事務局が、先生方が十二分に子どもと接する時間を持てるように環境整備をしていく必要があると思います。市長部局のほうにも総合教育会議などで話し合いをさせていただく必要もあるかと思います。

教育長            それでは他にご質問ご意見等ございませんでしょうか。なければ各課より次の報告をお願いします。

学校教育課長    先週の9月24日と25日に来年度、平成28年度に香芝市立幼稚園に入園するための入園申し込みがございましたので、その状況についてご報告させていただきます。ご承知のように平成28年度からは真美ヶ丘東幼稚園と旭ヶ丘幼稚園におきまして新たに3歳児の受け入れをスタートいたします。3歳児は120人の受け入れをする予定でしたが、関屋幼稚園につきましては20名の定員のところ関屋園区から18名、二上園区から3名の申し込みがございましたので、3名で抽選ということになっております。鎌田園につきましても定員20名のところ鎌田園区から16名、その他の園区から9名の申し込みがございましたので、9名で抽選ということになりました。また、真美ヶ丘東幼稚園でございますが、真美ヶ丘東園区から定員40名に対して45名の申し込みがあり、五位堂園区からも4名の申し込みがございまして、自園区45名で抽選となり、五位堂園区からの4名については待機ということになっております。旭ヶ丘幼稚園につきましては40名の定員のところ35名の申し込みがございまして、こちらはそのまま入園ということになりました。その他4歳児につきましては新たに264名の申し込みがあり、関屋幼稚園と鎌田幼稚園はそのままスライドするということになっております。来年度の4歳児は304名ということで、今年度315名でございましたのでマイナ

ス11名となっております。5歳児につきましては今年度351名で、来年度は318名ということで、33名の減となります。幼稚園始まって以来の抽選ということになりまして、関屋幼稚園が10月6日、鎌田幼稚園が10月7日、真美ヶ丘東幼稚園が10月1日に抽選ということになっております。以上でございます。

教育長            ありがとうございました。よろしいですか。それでは他に各課よりご報告等ございませんでしょうか。

中央公民館長      中央公民館からお知らせとお願いを申し上げたいと思います。10月5日の広報かしばお知らせ版で市民の方々にはご案内をさせていただく予定をしておりますが、39回目を迎えます公民館まつりを、今年は11月7日土曜日から9日月曜日までの3日間で開催させていただきたいと思います。学ぶことの楽しさとその成果の披露の場として、公民館まつり実行委員会のほうでいろいろと工夫をしていただいております。約90団体ほどの皆様にご利用いただきますので、委員の皆様におかれましては、お忙しいとは思いますが、ぜひ足を運んでいただけたらと思います。

教育長            ありがとうございました。よろしいですか。それでは他に各課よりご報告等ございませんでしょうか。

生涯学習課長      生涯学習課から4点ご報告申し上げます。毎年11月の文化月間に開催しています香芝市美術展覧会の審査員の選定についてでございます。お手元に配布しております市美術展募集要項にありますように、今年も11月21日の教育の日から28日までの間、第25回香芝市美術展覧会を開催いたします。それに先立ちまして出品作品の審査をお願いいたします審査員を別紙のとおり選定いたしましたのでご報告いたします。審査員個々の紹介は省略させていただきますが、選定についての主な基準といたしましては、審査員の経験があることとしております。なお、写真部門の審査員が昨年の永田 明氏から今年は秋本 隆氏にお願いすることとなりました。

次に香芝市総合プールについてでございます。今年の香芝市総合プールの利用者数は18,250人で、昨年と比較いたしまして2,037人の減でございます。開園当初から8月のお盆の時期までは昨年を上回る利用者数でございましたが、その後の天候不順により利用者が減少いたしました。また、8月20日の教育委員会会議ではプール運営におきまして異常の無い旨のご報告させていただきましたが、その後8月29日土曜日に50mプールの濾過器に不具合が生じまして29日土曜日から31日月曜日までの3日間50m

プールの使用を中止いたしました。利用者には窓口で事情を説明し、入場していただきました。また、市のホームページでもお知らせをいたしました。症状といたしましては、濾過器の天井部分から水が漏れるという現象が発生しました。水漏れしている穴を塞ぐ応急処置を施したとしても濾過するのに時間がかかり直ぐにプールが使用出来ないこと、また天候も悪いということもあり、残りの3日間50mプールの使用を禁止いたしました。今後、この濾過器については修理を依頼する予定でございまして、来年もすべてのプールが運営できるよう努めてまいりたいと思っております。

続きまして動静報告でもございましたが、尼寺廃寺跡ガイダンス施設の起工式についてでございます。8月の教育委員会会議におきまして議決いただきました尼寺廃寺跡ガイダンス施設の起工式が9月2日水曜日に執り行なわれましたことをご報告申し上げます。当日は前日までの雨も止み多数の出席を頂き、起工式は1時間程で滞りなく終了いたしました。現在、施設の基礎工事を実施しているところで、来年3月末の完成を予定しております。

最後に総合体育館での盗撮についてでございます。8月9日の日曜日に、香芝市総合体育館の1階西側女子トイレにおきまして盗撮の事案が発生いたしました。指定管理者によりますと、トイレの開閉ドアの上からスマートフォンのようなもので盗撮されたと被害女性から報告があり、当日はバドミントンの大会が開催されておりましたので注意喚起の館内放送と張り紙で対応いたしました。また、被害女性からの申し出もあり警察署への届け出はしなかったとのことでもございました。後日、総合体育館を利用されている他の団体から盗撮の対応についての問い合わせがあり、8月21日金曜日に指定管理者から生涯学習課への報告と、香芝警察署に相談に行かれております。市といたしまして防犯カメラの設置と定期的なトイレの巡回を申し入れ協議いたしました。その後、指定管理者から4ヶ所あるトイレの定期的な巡回の実施と、女子トイレにはトイレとトイレの間仕切りの上下に盗撮防止の目隠しを施し、防犯カメラについては9月11日金曜日に設置の完了報告をいただきまして現場の確認も行っております。以上が盗撮事案の報告ですが、事案発生から約2週間、指定管理者から市に報告がなかったことについて今後このような事がないよう速やかに報告するよう申し入れました。以上、生涯学習課からの報告とさせていただきます。

教育長                    ありがとうございます。よろしいですか。それでは他に各課よりご報告等ございませんでしょうか。

青少年センター所長

青少年センターから1件連絡させていただきます。教育長の動静にもございましたが、少年の主張大会ということで毎年11月に行っておりますが、本日午前にその作文審査会が開催され、今年度は3,520件の応募がございまして、そのなかから10件を選出させていただきました。これを11月14日にふたかみ文化センターのほうで発表させていただきますので、委員の皆様におかれましてはご多用かと思いますが、お越しいただけたらと思います。

教育長            ありがとうございます。よろしいですか。それでは他に各課よりご報告等ございませんでしょうか。

教育長            ないようですね。では、次回の教育委員会会議の日程を決めたいと思います。次回の第11回教育委員会会議は10月20日火曜日の午前9時30分からといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員            （「異議なし」の声あり）

教育長            それでは次回教育委員会会議は、10月20日火曜日の午前9時30分からといたします。

教育長            本日の案件はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成27年第10回教育委員会会議（9月定例）を閉会いたします。皆様方におかれましては、長時間にわたりまして、慎重ご審議ありがとうございました。

（午後3時22分 閉会）